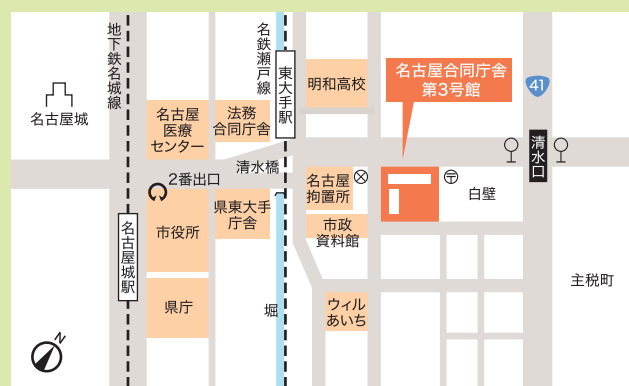


東海総合通信局

〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館



ACCESS

< 電車でお越しの方 >

- 地下鉄名城線「名古屋城駅(2番出口)」より徒歩10分
- 名鉄瀬戸線「東大手駅」より徒歩5分

< バスでお越しの方 >

- 市バス(基幹2)／名鉄バスの「清水口バス停」より徒歩3分

< 車でお越しの方 >

- 名古屋高速都心環状線「東新町出口」より車で5分
- 国道41号線／県道215号線(出来町通)「清水口交差点」より西へ約300m

総務省東海総合通信局 公式SNS
https://twitter.com/tokai_bt



総務省東海総合通信局ホームページ
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/>



東海総合通信局

TOKAI BUREAU OF TELECOMMUNICATIONS



ICTにより
安心・安全で
豊かなくらしを
支えます

ICTで築く豊かな暮らし

電波は目で見ることができませんが

ICT(情報通信技術)の進展とともに様々な分野で利活用され

いまの私たちの暮らしを支えています

東海総合通信局はICTで皆さんの暮らしを

安全で豊かにするお手伝いをしています

- P5
- P6
- P7
- P8
- P9



1

デジタル社会
実現のために

…P5

2

放送サービスの
普及発展のために

…P6

3

電波で社会を
支えるために

…P7

4

電波の利用ルールを
正しく守るために

…P8

5

防災基盤の整備・災害時の
情報伝達のために

…P9

東海総合通信局の役割

全国11の地域ごとに総務省の地方支分部局である総合通信局
(沖縄県は総合通信事務所)が設置されています。

東海総合通信局は、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の4県を所管しており、
地域におけるICTとデジタル社会の構築に向けた施策を総合的に推進しています。

周波数ごとの主な利用例

▶ 3kHz

▶ 15kHz

▶ 30kHz

▶ 150kHz

▶ 300kHz

▶ 1.5MHz

▶ 3MHz

▶ 15MHz

▶ 30MHz

VLF (超長波)



標準電波



航空機用ビーコン

LF (長波)



AMラジオ放送

MF (中波)



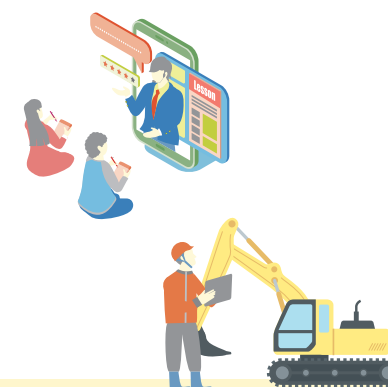
漁業無線

HF (短波)



デジタル社会 実現のために

MISSION



デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら社会課題の解決、
地域活性化の加速を掲げる「デジタル田園都市国家構想」を実現するため、
東海総合通信局は、地域社会のデジタル化の推進やデジタルインフラの整備支援を行うほか、
電気通信サービス(電話やインターネット等)を円滑に提供するための事業者の監督、
安心・安全なインターネット利用環境の整備を行っています。

デジタル化の推進

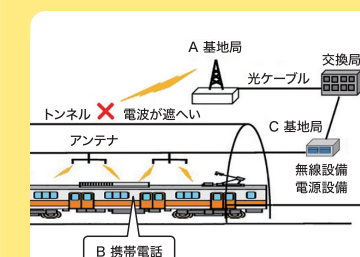


5Gによる建設機械遠隔操作の実験

地域の課題解決や企業活動の生産性向上等を実現するためのツールとしてIoT、AI、ビッグデータなどの活用が進む中、5G、ローカル5G※への期待が高まり、あらゆる分野での利活用が見込まれています。デジタル化の恩恵を地域にくまなく広げるため、地域課題の解決に向けたデジタル実装の取組に対する補助事業等による支援、デジタル化推進セミナーの開催、ローカル5G等を活用したソリューションの導入事例の紹介・アドバイスなどを行っています。

地域のデジタルインフラを
整備支援

新たなサービス創出や企業の生産性向上等が期待される5GやIoT等の高度無線環境を支える光ファイバ網の整備支援、地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島など)、鉄道・道路トンネルや医療施設において携帯電話が利用できるよう基地局等の整備支援を行っています。



注: A基地局とB携帯電話との間の電波が遮へいされるため、C基地局を設置することによりトンネル内での携帯電話の使用を可能とする。

電波遮へい対策事業

電気通信事業者の監視監督と
通信サービスの利用環境整備

電気通信サービス(電話やインターネット等)を利用者へ円滑に提供するために事業者の監督を行っています。また、年々増大するサイバーセキュリティ上の脅威への対策を、地域の産官学で協業しながら取組んでいるほか、小中高生のネットリテラシー向上を目的とした講座(e-ネットキャラバン)を行っています。



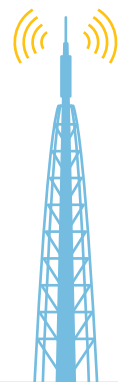
e-ネットキャラバン講座の様子

※ローカル5Gは、地域や産業の個別のニーズに応じて地域の企業や自治体等の様々な主体が、自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築できる5G(第5世代移動通信システム)です。

2

放送サービスの普及発展のために

MISSION



ラジオ・テレビ、ケーブルテレビなどの放送は、必要な情報を広く瞬時に伝達できる公共性の高いインフラです。

東海総合通信局は、これらの放送を行う放送局等の免許、許可、登録、検査等を行っています。また、テレビ・ラジオの受信環境の改善、災害時における放送を確保するため、放送ネットワークの強化の推進、臨時災害放送局の開設支援などの業務を行っています。

テレビ・ラジオ放送局等の免許

地上デジタル放送、AMラジオ放送、FMラジオ放送、コミュニティFM放送（一つの市町村の一部区域において地域に密着した情報を提供するFMラジオ放送）、エリア放送（ワンセグ携帯等に向けたエリア限定の放送サービス）を行う放送局の免許、許可、検査等を行っています。また、住民からのテレビ・ラジオの受信障害の相談にも応じています。



令和5年度受信環境クリーン図案
コンクール東海地区優秀作品

放送ネットワークの強化の推進 臨時災害放送局の開設支援

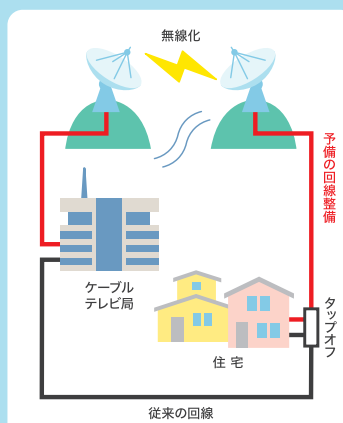
災害時においても確実に情報が伝達できるよう民放ラジオの難聴解消のための中継局の整備や放送局の耐災害性の強化を支援する等、放送ネットワークの強化を推進しています。また、臨時災害放送局（災害発生時に地方公共団体等が被災住民への情報伝達のため臨時に開設するFM放送局）を迅速に開設できるよう割り当て可能な周波数の調査や地方公共団体等と連携した設置運用訓練を行っています。



地方自治体等と連携した訓練の様相
（中村 鳥羽市長インタビュー）

ケーブルテレビの高度化等の推進

多チャンネル放送に加え、地域に密着した情報や防災・災害情報等を届けるケーブルテレビの事業者の登録などを行っています。また、災害時にケーブルテレビから被災情報や避難情報を住民へ確実に提供できるよう、ケーブルテレビネットワークの光化による耐災害性強化やネットワークの切断が想定される箇所等の2ルート化（複線化）の支援なども行っています。



地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

3

電波で社会を支えるために

MISSION

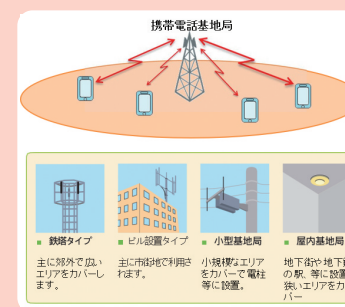


携帯電話やラジオ・テレビ放送、Wi-Fi、非接触ICカード、ETCなど電波を利用した機器が私たちのくらしのなかでいろいろな形で浸透しています。

東海総合通信局では、限りある大切な資源である電波を、利用の目的や用途ごとに周波数を決めるなど、効率的に割り当てることで、空港などの社会インフラや、国際的なイベントなど、くらしや社会を支えるため、あらゆるところで電波が利用できるように業務を行っています。

携帯電話基地局の免許等

混信防止のため、NTTドコモをはじめとした携帯電話事業者に対して、それぞれ専用の周波数で通信が行えるよう、様々なタイプの携帯電話基地局に免許しています。その結果、安定した通信を実現することで動画等の大容量データを高速でダウンロードすることを可能としています。また高速・大容量の通信が可能となる5G基地局を、未整備地域に対して置局するための整備支援等も行っています。



様々なタイプの携帯電話基地局

交通を支える

鉄道、航空、船舶など公共交通機関は、電波を使った無線通信を行い運航しています。例えば、中部国際空港など空港を離発着している飛行機は、離着陸の際の指示や、上空を飛ぶ際の自機の位置情報といった交通整理のほか、飛行ルートの気象状況や自機の飛行高度の確認において無線通信を使用しています。このように様々な無線通信が行われ、日々の安全な運航を実現しています。



地上ー飛行機間の通信

国際的なイベントの円滑な開催

無線機のルールは国によって異なるため、オリンピック、万博、F1世界選手権、世界ラリー選手権など国際的なイベントの際に外国から日本に持ち込まれ、使用された場合、日本国内の無線通信に妨害を与えてしまいます。このため、例えば周波数の調整を行い、持ち込まれた無線機を支障なく使えるよう取り組んでいます。今後は、令和8年9月から10月にかけて愛知県を中心に開催される愛知・名古屋アジア競技大会・アジアパラ競技大会が円滑に開催されるように取り組んでまいります。



ワイヤレスカメラの検査

▶ 30MHz

▶ 50MHz

▶ 100MHz

▶ 150MHz

▶ 300MHz

▶ 500MHz

▶ 1.5GHz

▶ 3GHz



防災行政無線
（同報系）



FMラジオ放送



航空無線



船舶無線



消防・救急無線
防災行政無線（移動系）
警察無線



列車無線



アマチュア無線



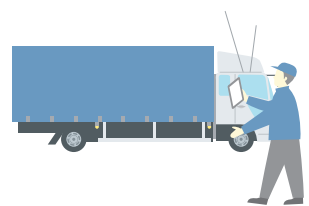
地上デジタルTV放送



携帯電話



無線LAN



4

電波の利用ルールを 正しく守るために

MISSION



電波は、私たちのくらしの様々な場面で利用されていますが、ルールを守って利用しなければ他の無線通信に混信や妨害を与えてしまいます。東海総合通信局は、電波の利用秩序維持のため、日々、電波監視を実施し違法な無線に対する指導や不法電波による障害対応などを行っています。また、地域住民に対して、電波の安全性に関する説明会や医療機関における電波の安全利用に関するセミナーを開催しています。

重要無線通信妨害等の対策

消防・救急無線、航空・船舶無線、携帯電話等の重要通信に妨害等があった場合、国民の生命や財産に影響を与える恐れがあることから、日々、電波監視を行っています。また、愛知・名古屋アジア競技大会・アジアパラ競技大会における監視体制の構築に向け、関係機関との調整等を行っています。このほか、重要なイベントや国際会議等における重要無線通信の確保にも務めています。



電波監視職員による電波探査の様子

安心・安全な電波利用

だれもが電波を正しく理解し、安心して安全に利用することができるよう、電波が生体に及ぼす影響や安全性をテーマとした説明会を開催しています。また、医療機関では電波を利用する機会が増大していることから、安全な医療サービスの提供のため、学識者による電波の安全性の解説や最新の研究動向を紹介するなど、医療従事者等を対象にセミナーを開催しています。



電波の安全利用に関するセミナー

適正な利用環境の確保

電波法違反の未然防止と電波利用環境の保護を目的として、毎年6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定めています。これらの期間を中心に、インターネット広告、デジタルサイネージ広告、ラジオCM、ポスターの掲示を行うなど、広く一般の方に対して電波の利用ルールの周知啓発を行っています。

STOP THE
不法電波!



デンパ君

電波監視システム

不法・違法無線局の一掃に向けて、電波監視システム(DEURAS)により、日々、電波監視を行っています。同システムは各地に設置されたセンサ局を、名古屋市のセンタ局から遠隔操作することにより、各センサ局で受信した電波をモニターしたり、電波発射源の方位を測定することができます。



電波監視システム(DEURAS)による電波監視

5

防災基盤の整備・災害時の 情報伝達のために

MISSION



地震や火災、風水害等の非常災害時において、地域住民の人命・財産などを守るには「情報通信の確保」が重要です。東海総合通信局は、防災基盤の整備支援や災害時には総務省・災害時テレコム支援チーム※をいち早く被災地域に派遣し、通信事業者や関係省庁との調整とともに、移動電源車、衛星携帯電話等の移動通信機器などの無償貸与により「情報通信の確保」の支援をしています。

※総務省・災害時テレコム支援チームとは、情報通信分野における被災現場のニーズをふまえたきめ細かな連絡・調整等を通じ、情報通信手段の確保に向けた災害対応の支援を行う組織です。

災害時に必要な移動通信機器等の貸出

通信の確保支援 「移動通信機器」

地方公共団体及び災害復旧関係者からの要請に応じて、災害対策用移動通信機器を速やかに被災地へ搬送し、貸与します。



移動通信機器

電源供給支援 「移動電源車」

災害の発生により重要な情報通信ネットワークの維持に支障が生じた場合等、電気通信事業者、放送事業者、地方公共団体から要請がある場合に速やかに被災地へ搬送し、貸与します。



移動電源車

住民への情報伝達支援 「臨時災害放送局用機器」

地方公共団体等が住民への情報伝達手段として、臨時かつ一時の目的のために開設することのできるFMラジオ放送局です。災害時、地方公共団体等からの要請を受けて貸し出します。地域ごとのきめ細かい災害情報を提供することにより、被害の軽減や被災者の生活支援に役立てることができます。



臨時災害放送局用機器

能登半島における対応

東海総合通信局では、令和6年1月1日に発生した能登半島地震を受け、政府現対策本部及び石川県災害対策本部にリエゾン職員を派遣しました。また、当局で災害時の貸出用として保管している移動電源車や移動通信機器(衛星携帯電話、簡易無線機等)を被災地域の自治体や、応援に向かう自治体等に貸出を行いました。

【リエゾン職員及び移動通信機器等の貸出実績】

- ※令和6年3月1日現在
- ・リエゾン職員の派遣 延べ24人
- ・移動電源車 1台
- ・衛星携帯電話 17台
- ・簡易無線機 65台
- ・臨時災害放送局 1台
- ・公共安全モバイルシステム 1台

※北陸総合通信局への前進配備を含む



珠洲市浄化センター前で待機する移動電源車

▶ 3GHz



5Gスマートフォン

▶ 5GHz



無線LAN

SHF(マイクロ波)

▶ 10GHz



気象レーダー

▶ 20GHz



BS放送

▶ 30GHz

▶ 100GHz



ミリ波レーダー

▶ 150GHz

EHF(ミリ波)



電波天文

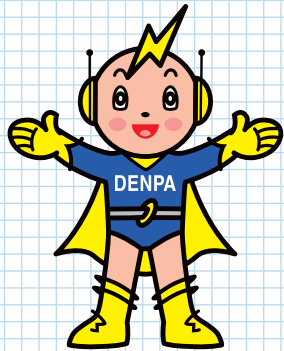
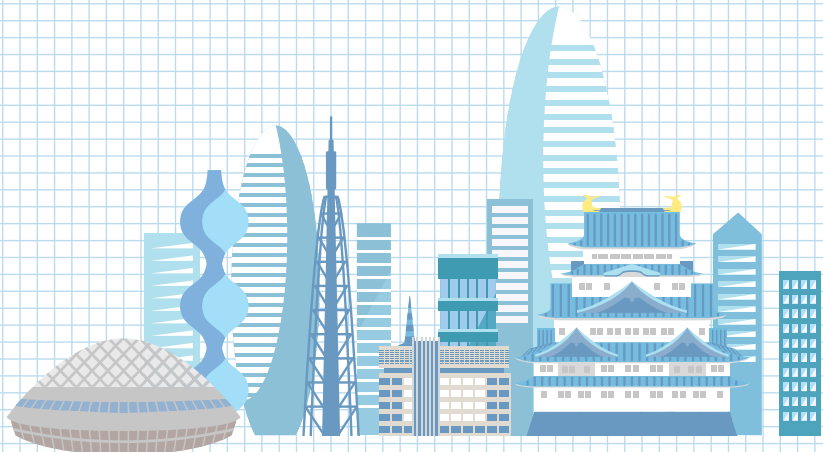
▶ 300GHz

組 織 図



相 談 窓 口

ご相談内容	担当部署	電話番号
情報通信行政全般に関する相談	総合通信相談所	052-971-9104
電気通信サービスに関する相談	電気通信事業課	052-971-9133
電気通信事業、電気通信資格に関すること	電気通信事業課	052-971-9403
情報通信基盤整備、ICT/IoT利活用に関すること	情報通信振興課	052-971-9404
テレビ・ラジオの受信障害に関する相談	放送課	052-971-9648
無線従事者免許証に関すること	航空海上課	052-971-9186
アマチュア局の免許に関すること	陸上課	052-971-9622
高層建築物の建築に伴う電波伝搬障害防止区域に関すること	陸上課	052-971-9907
高周波利用設備に関すること	電波利用環境課	052-971-9617
不要電波による機器への障害などの電波環境、生体電磁環境に関すること	電波利用環境課	052-971-9107
無線局への混信妨害に関すること	監視調査課	052-971-9471
情報公開の窓口	企画課	052-971-9624
広報・ホームページに関すること	企画課	052-971-9187
電波利用料に関すること	財務課	052-971-9142
信書便事業に関すること	企画課	052-971-9115
災害対策用機器(無線機器、電源車)の貸与	防災対策推進室	052-971-9112
職員の採用に関すること	総務課	052-971-9106



※「デンパ君」は、電波利用環境保護活動の統一キャラクターです。